

約款 新旧対照表

『さくら ID 約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第 6 条	<p>第 6 条（禁止事項）</p> <p>1. 利用者は、本 ID 及び各種サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。</p> <p>(1) 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権その他の権利（日本及び日本以外の国のもの両方をいいます。）を侵害する行為</p> <p>(2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(3) 預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、詐欺、無限連鎖講（ネズミ講）、規制薬物の売買、児童売買春等、適用法令の下で犯罪とされるものに結びつく行為</p> <p>(4) 適用法令の下でわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たるとされる画像、文書等を送信又は掲載する行為</p> <p>(5) 本 ID 又は各種サービスの提供により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為</p> <p>(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(7) 電気通信設備等に不正にアクセスする行為</p> <p>(8) 適用法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為</p> <p>(9) 適用法令における違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等を含みますがこれに限られません。）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為</p> <p>(10) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為</p> <p>(11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為</p> <p>(12) 公序良俗に反する行為</p> <p>(13) 適用法令に違反する行為</p> <p>(14) 中華人民共和国の法令が適用される利用者については、以下の行為</p> <p>① 中華人民共和国の法令が規制するコンテンツを掲載する行為</p> <p>② 中華人民共和国の法令にて特別な許可証を必要とする事業を営む場合において、当該許可証を有さずにコンテンツを掲載する行為</p> <p>③ 中華人民共和国に対する反体制的な意見のコンテンツを掲載する行為</p> <p>④ 中華人民共和国の文化・習慣に対する過激な意見のコンテンツを掲載する行為</p> <p>⑤ 中華人民共和国の機密・安全を脅かすおそれのあるコンテンツを掲載する行為</p> <p>⑥ 帝国主義的・封建主義的な思想や迷信を公表する行為</p> <p>(15) 当社又は第三者の設備等（電気通信設備等を含みますがこれに限られません。）の利用又は運営に支障を与える行為</p> <p>(16) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様において本 ID 及び各種サービスを利用する行為</p> <p>(17) 本 ID 及び各種サービスの提供に関し、当社及び当社と提携する第三者の業務を妨害する行為</p> <p>(18) 前各号のいずれかに該当する行為が行われているウェブサイトについて、その行為を助長する態様又は目的でリンクを掲載する行為</p> <p>(19) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を実施させること及びこれを助長する行為</p> <p>(20) その他、当社が本 ID 及び各種サービスの利用者として不適切であると判断する行為</p> <p>2.（略）</p>	<p>第 6 条（禁止事項）</p> <p>1. 利用者は、本 ID 及び各種サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。</p> <p>(1) 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権その他の権利（日本及び日本以外の国のもの両方をいいます。）を侵害する行為</p> <p>(2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(3) 預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、詐欺、無限連鎖講（ネズミ講）、規制薬物の売買、児童売買春等、適用法令の下で犯罪とされるものに結びつく行為</p> <p>(4) 適用法令の下でわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たるとされる画像、文書等を送信又は掲載する行為</p> <p>(5) 本 ID 又は各種サービスの提供により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為</p> <p>(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(7) 電気通信設備等に不正にアクセスする行為</p> <p>(8) 適用法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為</p> <p>(9) 適用法令における違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等を含みますがこれに限られません。）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為</p> <p>(10) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為</p> <p>(11) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為</p> <p>(12) 公序良俗に反する行為</p> <p>(13) 適用法令に違反する行為（日本国以外の国の法令が適用される利用者については、当該法令に違反する行為を含みます。）</p> <p>(14) 当社又は第三者の設備等（電気通信設備等を含みますがこれに限られません。）の利用又は運営に支障を与える行為</p> <p>(15) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様において本 ID 及び各種サービスを利用する行為</p> <p>(16) 本 ID 及び各種サービスの提供に関し、当社及び当社と提携する第三者の業務を妨害する行為</p> <p>(17) 前各号のいずれかに該当する行為が行われているウェブサイトについて、その行為を助長する態様又は目的でリンクを掲載する行為</p> <p>(18) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を実施させること及びこれを助長する行為</p> <p>(19) その他、当社が本 ID 及び各種サービスの利用者として不適切であると判断する行為</p> <p>2.（略）</p>	<p>・第 6 条第 1 項第 1 4 号において規定していた国以外の国において法令違反となる行為についても禁止行為となることを明確化するため、同号を削除するとともに同条同項第 1 3 号に追記をいたします。</p>
附則 第 1 条	<p>第 1 条（適用開始）</p> <p>1. この約款は、2023年2月28日に制定され、同日より適用されます。</p>	<p>第 1 条（適用開始）</p> <p>1. この約款は、2023年2月28日から適用されたさくら ID 約款を変更したものであり、第 1 条に基づき、2023年10月2日より適用されます。</p>	<p>・本改定に伴う適用日の変更を行います。</p>